

「深田保育所改築基本構想（案）」に関する意見募集の結果について

■意見募集期間 令和7年2月17日～令和7年3月18日

■意見提出数 2名（4件）

■意見の内容とこれに対する市の考え方

	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	P27の第4案について	1. 【都市公園法第7条】の趣旨と要点 都市公園法第7条には、以下のような趣旨があります。 公園管理者は、都市公園において、以下のいずれかに該当する場合に限り、一定の物件の設置や土地の使用を許可できる。 都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと 公園の目的に沿った利用であること つまり、「著しい支障を及ぼさないこと」が絶対条件です。 2. 【案4】深田公園に仮設園舎を設ける場合の適用関係 資料にも記載があるとおり、平成29年の都市公園法改正（第7条第2項）によって、公園内に保育所を設置することは一定条件下で可能になりました。 しかし、これは第7条の「著しい支障を及ぼさないこと」を満たすことが前提であり、無条件で許可できるわけではありません。 資料にある「公園内広場の30%以内」という基準は、政令で定める基準の一つにすぎず、30%以下なら無条件に許可できるわけではありません。 つまり、占用面積が 30%以内であっても、「公園利用に著しい支障を及ぼす」場合は許可できません。 3. 【深田公園】の特殊性と「著しい支障」の具体的判断 深田公園は「市内でも数少ないボール遊びができる公園」であり、現に防球ネットで囲まれた北側グラウンドが球技遊びの場として機能しているとの記載があります。 また、資料にはこうあります。 深田公園は、東西に走る市道により2分割された都市公園です。北側のグラウンドで球技をし、南側の小敷地の遊具で乳幼児が遊ぶ姿が見られます。北側のグラウンドは防球ネットで四方が囲まれており、球技で遊べる人気の公園となっています。 つまり、現在の公園の主要機能は「ボール遊びができるグラウンド」であることが明確です。 仮設園舎で30%（720㎡程度）を占用した場合、実質的に「ボール遊びができなくなる」可能性が極めて高いことは容易に想像できます。 4. 【結論】公園管理者が許可できるか？ 以上を踏まえれば、「30%以内だから許可できる」わけではなく、現に「ボール遊びができるグラウンド」として機能している公園の主要機能を失わせることになれば、「著しい支障」に該当する可能性が高いです。 保育所園児の安全確保も考えると、グラウンドと仮設園舎が共存する形でボール遊びが維持されるとは考えにくいため、事実上、公園機能が大きく損なわれるでしょう。 よって、都市公園法第7条の趣旨に照らして、公園管理者が許可することは極めて困難であると考えます。さらに、仮に許可を行った場合、公園利用者や周辺住民から行政処分に対する異議申し立てや不服申し立てがなされるリスクも想定されます。その際、公園の適正な管理運営や公平性の観点から、許可の合理性を問われる可能性が高く、慎重な判断が求められます。 以上のことから、4案を廃案にしていだきたいと考えています。	公園利用者や近隣住民との合意形成など、さまざまな課題はありますが、公園管理者と協議した結果、公園全体の面積や一般公衆の自由な利用への影響、占用の目的及び占用期間を鑑み、計画案の1つに含めることに理解をいただいております。
2	第3章1（1）案1<方法②>公園を代替敷地に移設し、現公園内に園舎を新設するについて	都市公園法のどの部分が根拠となるのか明記いただきたい。 理由としては、以下のとおりです。 ・<方法①>では根拠規定が明記されている。 ・同等面積及び近隣とはどの範囲なのかが明らかであり、その基準に当てはまらないことがはっきりしているのなら、その旨の記載があった方がわかりやすい。（意見としては、現深田公園北側2,009㎡と現保育所1,622㎡は同等面積には当たらないのかどうか。保健センター跡地の利活用として公園利用とし1,118㎡も含めると同等以上の面積が用意できると考える。） ・〈方法②〉は現園児に対して工事の影響がないと考えられ、費用面でもほかの4案より多少安価で工期も短い部類に入るため、メリットが大きいと感じ、この案も検討候補に入れていただきたいと考えるが、明確な根拠規定等の記載なく困難と記載されるのは少々飛躍があると感じる。そもそも現深田公園に移転した場合の周辺環境への影響が大きく、同等面積の代替敷地を検討する以前の問題なのかと疑問が生じる。	〈方法②〉について、「都市公園法第16条第2項」を追記し、以下のとおり修正します。 「〈方法②〉公園を代替敷地に移設し、現公園内に園舎を新設する 都市公園法第16条第2項により、公園と同等面積の代替敷地があれば、公園を移転し深田公園の全面積を敷地として園舎が新設できます。しかし近隣を調査した結果、約2,400㎡の代替敷地がないこと、かつ、公園が保育所に用途変更した際の周辺環境への影響が大きいため、公園を移設し、園舎を新設することは困難となります。」 なお〈方法②〉については、できるだけ多くの可能性を考え、詳細に検討した結果として記載したものです。
3	第3章1（3）今後の検討案について	案1～5の詳細な比較・検討はどのように進めるのか、また最終的な判断や意思決定はどのように行うのかについて記載いただきたい。 今後どのように進めていくのか、保育所利用者や近隣住民等関係者の意見を聞く機会があるのか、関係者の意見をどれだけ反映していただけるものなのか知りたいため。	2月に保護者向け、3月に近隣住民向けに説明会を行い、ご意見やご質問をいただいたところです。いただいたご意見も参考にし、保育への影響、公園及び保健センター等の公共施設のあり方、各案の実現可能性を比較し、案を絞る予定としています。そこで当該箇所を以下のとおり修正します。 「保護者・地域への説明会等でいただいたご意見も参考にし、保育への影響、公園及び保健センター等の公共施設のあり方、各案の実現可能性を比較し、案を絞ります。また、設計を進める中で保護者・地域への説明会等を設け、ご意見を伺い、より良い保育所となるよう、さらなる検討を進めます。」
4	第4章3（1）建替え期間中の保育環境の確保について	園庭についての言及があるが、それ以外の保育環境についても現行と同程度の環境を確保することを明記いただきたい。（保育室をはじめとする園舎や行事の実施等） 工期は20～40か月に及び、その間にも心身ともに著しい発達時期にある園児への影響は免れないため、保育環境が極端に変化する、悪化することは避けるべきと考えるため。	保育環境の維持についても言及する必要があると考え、当該箇所を以下のとおり修正します。 「建替え期間中も、在園児の保育環境を確保することを最優先事項とし、敷地内で工事を完結させる場合や、敷地外の別敷地に移る場合でも、既存の園庭は使用できないことから、近隣の公園や小学校のグラウンド等の使用が必要となるため、関係各所と事前協議の上、使用方法や使用期間などの情報を共有し、代替園庭の確保に努めます。また工事中の保育環境についても、昼寝・遊び・行事など生活リズムを確保できるよう安心・安全な保育に努めます。」